

別紙1

○上尾市西貝塚環境センターの入札に関する第三者調査委員会条例

(平成30年3月27日条例第1号)

(設置及びその目的)

第1条 上尾市西貝塚環境センターの施設及びペットボトル結束機の運転管理業務に関し行われた一連の入札及びその契約について、その経緯、内容等を明らかにすることを通じて、本市におけるこれまでの契約制度を検証するため、上尾市西貝塚環境センターの入札に関する第三者調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、前項に規定する検証の結果をもとに、当該入札に係る事件について、その再発防止策を市長に提言するものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 弁護士その他の学識経験者

(2) 自治活動に豊富な経験を有する市民

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から第1条第2項に規定する提言が行われた日の属する年度の3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市長政策室において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
(上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)  
(この条例の失効)
- 3 この条例は、第1条第2項に規定する提言が行われた日の属する年度の3月31日限り、その効力を失う。

## 別紙2

### 上尾市西貝塚環境センターの入札に関する第三者調査委員会運営方針

#### 第1 上尾市西貝塚センターの入札に関する第三者調査委員会の使命 (基本原則)

上尾市西貝塚環境センターの入札に関する第三者調査委員会（以下「委員会」という。）は、市から独立した委員により構成され、上尾市西貝塚環境センターの施設及びペットボトル結束機の運転管理業務に関し行われた一連の入札及びその契約に係る事件（以下「事件」という。）について、その経緯、内容等を確認することを通じて、再発防止策を市長に提言することを使命とする。

#### 第2 事件に関する事実の調査

##### 1 調査の対象となる事実

委員会の調査の対象となる事実は、事件そのものにとどまらず、事件の経緯、背景、当該事件を生じさせた組織風土に及ぶ。

##### 2 調査の方法

委員会は、刑事記録等の書証の確認や市の入札制度の概要と問題点、組織体制の調査などにより、事実をより正確、多角的にとらえるものとする。

市長は、委員会の調査に対して優先的に協力するとともに、市が所有する資料、情報を提供する。

#### 第3 事実の確認、原因分析

委員会は、事件に関し認定された事実を確認し、事件の原因を分析する。

#### 第4 再発防止の提言

委員会は、調査結果に基づいて、市が実行すべき再発防止のための具体的な施策の骨格となる基本的な考え方を示した再発防止策等の提言を行う。

#### 第5 調査報告書の開示（説明責任）

市は、委員会から提出された調査報告書を、ホームページを通じて市民に開示する。

## 別紙 3

### 上尾市西貝塚環境センターの入札に関する第三者調査委員会の概要と開催状況

#### 1 委員会の設置と目的

上尾市西貝塚環境センターの施設及びペットボトル結束機の運転管理業務に関し行われた一連の入札業務等において、前市長及び元議長が逮捕され有罪判決を受けた。

この経緯を明らかにすることにより、上尾市におけるこれまでの契約制度を検証するため、平成30年5月24日に上尾市西貝塚環境センターの入札に関する第三者調査委員会を設置した。

#### 2 委員構成と調査実施期間

##### ①委員構成

	氏名
委員長	吉澤 俊一
副委員長	遠山 正博
委員	小宮山 栄
委員	平 修久
委員	三井田 晴宏

##### ② 実施期間

委員会は、平成30年5月24日から平成31年3月17日までの間に調査を実施し、計11回の会議を開催した。

##### ③ 委員会開催実績

第1回は、平成30年5月24日に開催され、事件概要の報告及び委員会の運営方針を決定した。

第2回は、平成30年7月30日に開催され、上尾市の入札制度や公益通報制度、政治倫理条例について現在の取り組み状況や他市の事例を参考にしながら、改善策を検討した。

第3回は、平成30年8月21日に開催され、引き続き上尾市の入札制度や公益通報制度について、また、刑事訴訟記録の取り扱いについて確認がなされた。

また、第3回から第4回までの間に、刑事訴訟記録を各委員が閲覧し論点を整理した。

第4回は、平成30年10月22日に開催され、職員倫理条例や公益通報制度、公契約条例の審議、刑事訴訟記録に基づく事実の確認を行った。

第5回は、平成30年11月27日に開催され、職員倫理条例や公益通報制度についての確認、原因と再発防止策について協議し、副市長、現議長及び前議長のヒアリングが

決定した。

第6回は、平成30年12月26日に開催され、職員倫理条例や公益通報制度の確認、副市長のヒアリングを実施するとともに、引き続き再発防止策を協議した。

第7回は、平成31年1月29日に開催され、現議長のヒアリングを実施するとともに、引き続き再発防止策を協議した。

第8回は、平成31年2月20日に開催され、前議長のヒアリングを実施するとともに、引き続き再発防止策を協議した。

第9回は、平成31年3月6日に開催され、引き続き再発防止策を協議した。

第10回は、平成31年3月16日に開催され、調査報告書の確認を行った。

第11回は、平成31年3月17日に開催され、調査報告書の最終確認を行った。

別紙 4

○上尾市役務業務最低制限価格取扱要綱（平成23年12月28日告示第426号）

（趣旨）

第1条 この要綱は、市が地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する競争入札（以下「競争入札」という。）により役務業務の請負契約を締結しようとする場合において、当該価格によっては契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行をされることが困難と認められる価格（以下「最低制限価格」という。）を下回る価格をもって申込みをした者があるときにおける落札者の決定に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「役務業務」とは、次に掲げる業務をいう。

- （1） 庁舎その他の施設における次に掲げる業務
  - ア 清掃、有人警備又は受付若しくは案内に関する業務
  - イ 機械、設備等の運転管理及び保守管理に関する業務
- （2） 学校給食に係る調理業務
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（対象とする契約）

第3条 この要綱は、原則として、競争入札により設計金額が1件当たり1,000万円を超える役務業務の請負契約を締結しようとする場合で、かつ、上尾市建設工事等請負業者審査委員会設置規程（昭和48年上尾市訓令第10号）第1条の上尾市建設工事等請負業者審査委員会において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認められた場合について適用する。

（最低制限価格の設定）

第4条 最低制限価格は、予定価格に10分の7から10分の9までの範囲内の割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（入札参加者への告知）

第5条 前条の規定により最低制限価格を設けた場合、総務部契約検査課長は、当該競争入札が最低制限価格を設定している入札である旨を明らかにしておかなければならない。

（入札の執行）

第6条 第4条の規定により最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者があるときは、当該申込みをした者は失格とする。

（落札者の決定）

第7条 第4条の規定により最低制限価格を設けた場合、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格を設けた場合における落札者の決定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年1月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。  
(適用区分)
- 2 この要綱の規定は、施行日以後にした地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告又は同令第167条の12第1項の規定による指名に係る競争入札から適用する。  
(最低制限価格の設定に関する特例)
- 3 第4条の規定の適用については、当分の間、同条中「10分の7から10分の9までの範囲内の割合」とあるのは、「10分の7」とする。

附 則（平成26年12月26日告示第425号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年1月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。  
(適用区分)
- 2 この告示の規定は、施行日以後にした地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告又は同令第167条の12第1項の規定による指名に係る競争入札から適用する。

附 則（平成29年3月23日告示第78号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月12日告示第11号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年1月15日から施行する。  
(適用区分)
- 2 この告示による改正後の上尾市役務業務最低制限価格取扱要綱附則第3項の規定は、この告示の施行の日以後にした地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告又は同令第167条の12第1項の規定による指名に係る競争入札から適用する。

別紙5

○上尾職員等の内部通報に関する要綱（平成23年3月31日市長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、職員等が知り得た行政運営上の違法な行為等の存在に関する通報について、必要な事項を定めることにより、違法な事態等の発生を防止し、又は損失を最小限に抑え、公正な職務遂行を確保するとともに、公務に対する市民の信頼を確保し、適法かつ公正な市政運営に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）職員等 次に掲げる者をいう。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する地方公務員

イ 特別職（地方公務員法第3条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる職に限る。）に属する地方公務員

ウ 地方公務員法第22条第5項前段の規定に基づき臨時的任用により任用された（同項後段の規定によりその任用を更新された場合を含む。）者

エ 上尾市一般職の職員で非常勤のもの任用に関する規則（平成29年上尾市規則第30号）第2条第1項の規定により任用する同規則第1条に規定する一般職非常勤職員

オ 市と請負契約その他の契約を締結している事業等に従事する労働者

カ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事している労働者

（2）内部通報 職員等が、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を内部通報窓口に通報することをいう。

（3）通報対象事実 次に掲げる事実をいう。

ア 法令（条例及び規則その他の規程を含む。）に違反し、又は違反するおそれのある事実

イ 市民の生命、身体又は財産に重大な影響を与えるおそれのある事実

ウ その他本市の事務事業に係る行為により、市民の公益を害するおそれのある事実（内部通報の手続）

第3条 職員等は、市政の運営に関し、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていることを知り得たときは、内部通報書（別記様式）により内部通報を行うことができる。

2 内部通報は、原則として実名で行わなければならない。ただし、市政の運営に関し、職員等により違法な行為又は違法であるおそれが高い行為がなされていることが明確であって、かつ、客観的に証明できる資料がある場合には、匿名により行うことができる。

3 内部通報は、誹謗（ひぼう）中傷、私利私欲等の不正な意図又は私憤、敵意等の個人的な感情によって行ってはならない。

（内部通報窓口等）

第4条 市長は、内部通報及び内部通報に関する相談を受け付けるため、総務部職員課に内部通報窓口を置く。

2 総務部職員課長は、前条第1項の規定による内部通報があったときは、速やかに上尾市内部通報対策委員会にその旨を通知しなければならない。

（内部通報対策委員会の設置）

第5条 前条第1項の規定により受け付けた内部通報を処理するため、上尾市内部通報対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。

4 副委員長は、総務部長の職にある者をもって充てる。

5 委員は、別表に掲げる職にある者のうちから、必要の都度委員長が指名する。この場合において、当該内部通報に係る者は、委員に指名しないものとする。

6 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

7 委員会の会議は、必要の都度委員長が招集し、その議長となる。

8 委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理するものとし、委員長及び副委員長とともに事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

9 委員長又は副委員長に係る内部通報については、当該委員長又は副委員長は、当該内部通報に係る委員会の会議に参加することができない。

10 委員会の庶務は、総務部職員課において処理する。

（委員会の所掌事務等）

第6条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

（1）内部通報の受理又は内部通報として取り扱わないことを決定すること。

（2）内部通報の事案に係る事実関係の調査に関すること。

（3）内部通報の事案に係る是正措置及び再発防止策（以下「是正措置等」という。）に関すること。

2 委員会は、前項に掲げる所掌事務を行うために必要があると認めるときは、当該内部通報を行った職員等（以下「通報者」という。）その他当該内部通報に係る者から事情を聴取し、又は当該内部通報に係る書類等を閲覧することができる。

3 委員会は、第1項に掲げる所掌事務を行うために必要があると認めるときは、当該事案に関する事務又は当該事務に関連する事務を所管する所属の長に調査を依頼することができる。

4 前項の規定により委員会から調査の依頼を受けた所属の長は、速やかに調査を行うと

ともに、その結果を委員会に報告しなければならない。

- 5 委員会及び調査を行う所属の長は、調査その他の事務処理に当たっては、通報者が特定されないよう十分に配慮しなければならない。

(内部通報の要件)

第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する通報は、内部通報として取り扱わないものとする。

- (1) 内容が著しく不分明な通報
- (2) 内容が虚偽であることが明らかな通報
- (3) 苦情その他内部通報に該当しない通報

(市長への通知等)

第8条 委員会は、当該内部通報の受理を決定したときは、その旨を市長に通知しなければならない。

- 2 委員会は、内部通報の事案に係る事実関係の調査が終了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(市長等の措置)

第9条 市長は、委員会から内部通報の事案に係る事実が存在する旨の報告を受けたときは、必要に応じて当該内部通報の事案に係る是正措置等を講ずるとともに、当該事案に係る職員等の処分を行うものとする。この場合において、当該内部通報の事案に係る事実が市長以外の任命権者（地方公務員法第6条第1項の任命権者をいう。以下同じ。）が所掌する事務に関するものであるときは、市長は、当該任命権者に対し、必要な是正措置等を講ずるよう勧告するものとする。

- 2 前項の規定により勧告を受けた市長以外の任命権者は、当該勧告に基づき講じた是正措置等を市長に報告しなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定により是正措置等を講じたとき、又は前項の規定により市長以外の任命権者が講じた是正措置等について報告がなされたときは、委員会に通知しなければならない。

- 4 任命権者は、通報者自身も法令違反等を行っており、かつ、当該通報者に対して処分を行う場合には、当該通報者の反省の程度、内部通報を行った事実、内部通報に至るまでの情状その他の事情を考慮し当該処分を軽減することができる。

- 5 市長は、内部通報について必要と認める事項を適宜公表するものとする。

(通報者への通知)

第10条 委員会は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を通報者に通知しなければならない。ただし、匿名による通報又は通報者が通知を希望しない場合には、この限りでない。

- (1) 内部通報の受理を決定したとき 受理した旨
- (2) 内部通報として取り扱わないことを決定したとき 取り扱わない旨及びその理由

- (3) 調査の実施を決定したとき 調査を実施する旨
- (4) 調査を行わないことを決定したとき 調査を行わない旨及びその理由
- (5) 調査が終了したとき 当該調査の結果
- (6) 任命権者が是正措置等を講じたとき 当該是正措置等の内容
- (7) 任命権者が是正措置等を講ずる必要がないと判断したとき 是正措置等を講じない旨及びその理由

(標準処理期間)

第11条 内部通報を受理した日からその処理を終了するまでの標準処理期間は、概ね90日とする。

(職員等の協力)

第12条 職員等は、正当な理由がある場合を除き、内部通報の事案に係る事実関係の調査に誠実に協力しなければならない。

(守秘義務)

第13条 委員会の委員及び職務上内部通報又は内部通報に関する相談に係る秘密を知り得た職員等は、その秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても、また、同様とする。

(不利益取扱いの禁止)

第14条 任命権者その他職員は、通報者が内部通報をし、又は職員等が内部通報に関する相談をしたことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

- 2 任命権者は、前項の規定に反して不利益な取扱いを行った者に対して、懲戒処分その他適切な処置をとるものとする。正当な理由なく、内部通報又は内部通報に関する相談に係る秘密を漏らした職員も、また、同様とする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に生じ、施行日においてなお存する通報対象事実に係る内部通報から適用する。

附 則（平成26年3月28日市長決裁）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月13日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第5条関係）

市長政策室長	行政経営部長	子ども未来部長	健康福祉部長	市民生活部長	環境経済部長
--------	--------	---------	--------	--------	--------

都市整備部長 会計管理者 上下水道部長 消防長 議会事務局長 教育委員会事務局教育総務部長 教育委員会事務局学校教育部長

別記様式（第3条関係）

○上尾市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱

平成6年7月26日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事の請負、設計、調査、測量その他の業務委託及び物品の買入れ（以下「建設工事等」という。）の契約の適正な履行を確保するため、建設工事等の競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）、その使用人又は下請負人が虚偽記載、工事事務、粗雑工事、贈賄（法人を処罰する旨の法律の規定がない場合にあつては、法人の役員等がした贈賄をいう。）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の違反行為、談合等（以下「工事事務等」という。）を行った場合の一般競争入札及び指名競争入札への参加の停止等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加停止等)

第2条 市長は、有資格業者、その使用人又は下請負人がした行為が、別表第1各号及び別表第2各号のいずれかに該当したときは、その情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について入札参加停止の措置を行うものとする。

2 市長は、市が発注する建設工事等の契約において、別表第2第3号又は第4号の措置要件に該当する有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合、必要に応じて、当該有資格業者である個人若しくはその使用人又は当該有資格業者である法人の役員若しくは使用人が役員等となっている他の有資格業者についても同様に入札参加停止の措置を行うことができる。

3 市長が入札参加停止の措置を行ったときは、建設工事等を主管する課の長（以下「主管課長」という。）は、建設工事等の契約のため指名競争入札において指名を行うに際し、当該入札参加停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該入札参加停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する入札参加停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により入札参加停止の措置を行う場合において、当該入札参加停止について、責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、当該元請負人に対して行う入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止の措置を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について入札参加停止の措置を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該入札参加停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止の措置を併せ行うものとする。

3 市長は、前条第1項若しくは第2項又は前2項の規定による入札参加停止に係る有資

格業者を構成員に含む共同企業体について、当該入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止の措置を行うものとする。

(入札参加停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が一つの事案により別表第1各号及び別表第2各号の措置要件の二つ以上に該当することとなった場合における入札参加停止の期間は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって入札参加停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間の短期は、当該措置要件について別表第1又は別表第2に定める期間の短期の2倍の期間とする。ただし、当初の入札参加停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍の期間とする。

(1) 別表第2第1号から第4号までの措置要件に係る入札参加停止の期間中又は当該期間の満了後5年を経過するまでの間に、同表第1号から第4号までの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る入札参加停止の期間中又は当該期間の満了後2年を経過するまでの間に、別表第1各号の措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 別表第2各号に係る入札参加停止の期間の満了後5年を経過するまでの間に、同表各号の措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表第1、別表第2又は前2項の規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表第1、別表第2又は第1項の規定による入札参加停止の長期を超える期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該長期の2倍の期間(当該長期の2倍が36月を超える場合は36月)まで延長することができる。

5 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表第1、別表第2又は前各項に規定する期間の範囲内で入札参加停止の期間を変更することができる。

6 市長は、入札参加停止の期間が満了した有資格業者について、極めて悪質な事由が明らかになったときは、入札参加停止の期間中とみなして前項の規定を準用し入札参加停止の期間を変更した場合の期間から、満了した入札参加停止の期間を控除した期間をもって、さらに入札参加停止の措置を行うことができる。

7 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格業者について入札参加停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加停止の期間の特例)

第5条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表第1各号及び別表第2各号に定めるところにより入札参加停止の措置を行う際に、独占禁止法違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、入札参加停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合又は本市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第3号ア又は第4号アに該当したとき。
- (2) 別表第2第3号又は第4号に該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項。以下同じ。)若しくは談合(刑法第96条の6第2項。以下同じ。)に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 別表第2第3号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等(同法第2条第3項に規定する各省各庁の長等をいう。)による調査の結果、入札談合等関与行為(同条第5項に規定する入札談合等関与行為をいう。以下同じ。)があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該入札談合等関与行為に関し、別表第2第3号及び第4号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
- (5) 本市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第5号及び第6号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(入札参加停止の通知)

第6条 市長は、第2条第1項若しくは第2項、第3条若しくは第4条第6項の規定により入札参加停止の措置を行い、同条第5項の規定により入札参加停止の期間を変更し、又は同条第7項の規定により入札参加停止を解除したときは、当該有資格業者に対し、遅滞なくそれぞれ第1号様式、第2号様式又は第3号様式により通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により入札参加停止の措置の通知をする場合において、当該入札参加停止の事由が市の発注した工事に関するものであるときは、改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 主管課長は、入札参加停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第8条 主管課長は、入札参加停止の期間中の有資格業者が市が発注する建設工事等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は当該建設工事等の完成保証人となることを承認してはならない。

(警告)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該有資格業者について、文書による警告を行うことができる。

- (1) 別表第1各号及び別表第2第1号から第9号までのいずれかに該当するが、入札参加停止の措置を行わない場合において、必要があると認められるとき。
- (2) 代表役員等(別表第2第1号アに規定する代表役員等をいう。)、一般役員等(同号イに規定する一般役員等をいう。)、使用人(同号ウに規定する使用人をいう。)又は代理人が暴行、威圧、虚偽による言動その他の不当な手段を用いて、市の職員に対して入札への参加、元請業者に対する指導又はあつせん、許認可、営業補償その他の金銭の交付、機関誌の購読その他の行為の要求を行ったとき。
- (3) 市と締結した契約の履行に当たり、監督員等から何度も手直しや是正指導を受け、又は指示に従わないなど、契約の相手方として不適當であると認められるとき。
- (4) 市発注工事等(別表第1第2号に規定する市発注工事等をいう。)の完了検査において、工事の成績の評点が65点未満のとき。

(報告)

第10条 市長は、第2条第2項の規定により入札参加停止の措置を行おうとする場合で必要があると認めるときは、当該有資格業者から、役員等の兼職について役員等兼職報告書(第4号様式)により報告させることができる。

(入札参加停止の公表)

第11条 市長は、第2条第1項若しくは第2項又は第3条の規定により入札参加停止の措置を行ったときは、当該有資格業者の商号又は名称、所在地、期間及び理由について公表するものとする。

(委任)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に建設工事等の指名競争入札に参加する資格を有する者等が起こした工事事務等に係る指名停止等の措置については、なお従前の例による。

附 則(平成18年11月10日市長決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の別表第2の規定は、この要綱の施行の日以後に受けた契約の履行に関しての暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係業者からの妨害についての報告義務違反に該当して行う指名停止の措置から適用する。

附 則 (平成21年11月1日市長決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条から第5条まで並びに別表第1及び別表第2の規定は、市の行う競争入札に参加する資格を有する者(以下「有資格業者」という。)、その使用人又は下請負人がこの要綱の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後にする行為に対する入札参加停止の措置について適用し、有資格業者、その使用人又は下請負人が施行日前にした行為に対する指名停止又は入札参加停止の措置については、なお従前の例による。

(上尾市建設工事等の契約に係る指名停止等の事務処理要綱の一部改正)

3 上尾市建設工事等の契約に係る指名停止等の事務処理要綱(昭和61年5月9日市長決裁)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成21年12月18日市長決裁)

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。ただし、第5条第3号の改正規定中「又は第4号」を削る部分は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

事故等に対する措置基準

区分	措置要件	期間
虚偽記載	1 市が発注する建設工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格審査申請書、競争入札参加申込書その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から2月以上9月以下
粗雑工事	2 市と締結した契約に係る建設工事等(以下「市発注工事等」という。)の施工等に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であると認	当該認定をした日から2月以上9月以下

	められるときを除く。)	
	3 市内における建設工事等で市発注工事等以外のもの(以下「一般工事等」という。)の施工等に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2月以上5月以下
契約違反	4 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事等の施工等に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から2月以上6月以下
公衆損害 事故	5 市発注工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以下
	6 一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上6月以下
関係者事 故	7 市発注工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、当該関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上6月以下
	8 一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、当該関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上3月以下

別表第2 (第2条関係)

贈賄及び不正行為等に対する措置基準

区分	措置要件	期間
贈賄	1 次のア、イ又はウに掲げる者が市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等(有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員、代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員若しくは実質的経営者としてその業務全般を統括していると認められる者をいう。以下同じ。)	逮捕又は公訴を知った日から6月以上24月以下

	<p>イ 一般役員等（有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時市と契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 使用人（有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）</p>	<p>4 月以上24月以下</p> <p>3 月以上24月以下</p>
	<p>2 次のア、イ又はウに掲げる者が市以外の他の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4 月以上18月以下</p> <p>3 月以上18月以下</p> <p>2 月以上18月以下</p>
独占禁止法違反行為	<p>3 次に掲げる建設工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>ア 市発注工事等又は一般工事等</p> <p>イ ア以外の建設工事等</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>12月以上36月以下</p> <p>4 月以上18月以下</p>
競売入札妨害又は談合	<p>4 次に掲げる建設工事等に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 市発注工事等又は一般工事等</p> <p>イ ア以外の建設工事等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12月以上36月以下</p> <p>4 月以上18月以下</p>
	<p>5 市発注工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により、市が刑事告発を行ったとき。</p>	<p>当該告発を行った日から12月以下</p>
建設業法違反	<p>6 次に掲げる建設工事等に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>ア 市発注工事等</p> <p>イ ア以外の建設工事等</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3 月以上12月以下</p> <p>1 月以上12月以下</p>
不正又は不誠実な行為	<p>7 別表第1各号及び前号に掲げる場合のほか、業務に關し過積載、不正軽油の製造又は使用、産業廃棄物の不法投棄、外国人の不法就労その他不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上12月以下</p>
	<p>8 別表第1各号及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等又は一般役員等が禁錮（こ）以上の刑に当たる犯罪の</p>	<p>当該認定をした日から1月以上9月以下</p>

	容疑により公訴を提起され、又は禁錮（こ）以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣言され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	
報告義務違反	9 市が発注する建設工事等に関し、上尾市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成8年8月9日市長決裁）第8条の規定に違反して報告を怠り、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2月以下
度重なる警告	10 第9条各号のいずれかに該当したことにより、同条の警告を3年間に2回以上受け、契約の相手方として不適當であると認められるとき。 ア 第9条第2号に該当する行為が含まれる場合 イ ア以外の場合	当該認定をした日から 2月以上4月以下 1月以上3月以下

別紙7

○上尾市建設工事等請負業者審査委員会設置規程

昭和48年9月29日訓令第10号

(設置)

第1条 市が発注する建設工事等の競争入札に関し、公正かつ適正な履行を確保するため、上尾市建設工事等請負業者審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この規程において「建設工事等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに建設工事に係る設計、監理、測量及び調査の委託
- (2) 物品の製造の請負、買入れ、修繕、借入れ及び売払い
- (3) 清掃、警備及び機械の保守管理その他役務の提供に係る業務の委託  
(委員会における審査を経た上で決定する事項)

第3条 次に掲げる事項については、委員会における審査を経た上で、決定するものとする。

- (1) 設計金額が1,000万円以上の建設工事等に係る請負業者の選定に関する事項
- (2) 条件付一般競争入札の対象とする建設工事等の選定及び当該競争入札の参加条件の設定に関する事項
- (3) 総合評価落札方式による競争入札の対象とする建設工事等の選定及び当該競争入札の落札者決定基準の設定に関する事項
- (4) 談合に係る情報の信憑（びよう）性の判断及び不正行為の有無の確認に関する事項
- (5) 建設工事等に係る請負業者の入札参加停止等に関する事項
- (6) 優秀建設業者の表彰に係る被表彰者の候補者の選定に関する事項
- (7) その他請負業者の選定に係る重要な事項

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員5人をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長の職にある者をもってこれに充てる。
- 3 副委員長は、総務部長の職にある者をもってこれに充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもってこれに充てる。

(職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(付議手続)

第6条 第3条の審議に付する事項があるときは、主務課長はその案及び参考資料を委員長に提出しなければならない。

(会議)

第7条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 第2項の規定による会議の定足数については委員長及び副委員長を、前項の規定による議事の定足数については副委員長をそれぞれ委員として計算するものとする。
- 5 委員会は、急施を要すると認めたときは、各委員に合議して会議に代えることができる。
- 6 委員は、やむを得ない理由があるときは、委員長の承認を受けて他の職員を代理人として出席させることができる。この場合において、第2項及び第3項の規定の適用については、当該委員が出席したものとみなす。

(関係職員の出席及び関係資料の提出)

第8条 委員会は、必要があると認めたときは、関係職員の出席及び関係資料の提出を求めることができる。

(審議事項の特例)

第9条 主務課長は、設計金額が第3条第1号に規定する金額に満たない建設工事等のうち特別の事由がある場合において、委員会の審議に付することが適当と認められるときは、同号の規定にかかわらず、審議に付することができる。

(審議結果の報告)

第10条 委員長は、審議の結果について、会議終了後速やかに市長に報告しなければならない。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務部契約検査課において処理する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この訓令は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則 (昭和58年訓令第2号)

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年訓令第10号)

この訓令は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則 (昭和59年訓令第20号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年訓令第18号)

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年訓令第2号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年訓令第15号）

この訓令は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成18年訓令第1号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第9号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第13号）

この訓令は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成21年訓令第8号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年訓令第14号）

この訓令は、平成21年11月1日から施行する。

附 則（平成24年訓令第17号）

この訓令は、平成25年1月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定（同条中第6号を第7号とし、第5号の次に1号を加える部分に限る。）は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年訓令第9号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

行政経営部長	市民生活部長	環境経済部長	都市整備部長	上下水道部長
--------	--------	--------	--------	--------